

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(概要)

1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）による地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税について所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 課税限度額の引き上げ

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」に改めます。（令和5年政令第132号）

| | 課税限度額 | |
|--------------|--------------|--------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 基礎課税額 | 65万円 | 65万円 |
| 後期高齢者支援金等課税額 | <u>22万円</u> | <u>20万円</u> |
| 介護納付金課税額 | 17万円 | 17万円 |
| 合計 | <u>104万円</u> | <u>102万円</u> |

※ 基礎課税額及び介護納付金課税額は、改正を行いません。

ア 課税限度額対象世帯数

国保世帯数8, 225世帯（令和5年6月30日現在）

| | 改正後 | 改正前 | 増減 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 基礎課税額分 | 114世帯 | 114世帯 | 0世帯 |
| 後期高齢者支援金等課税額分 | 64世帯 | 83世帯 | ▲19世帯 |
| 介護納付金課税額分 | 28世帯 | 28世帯 | 0世帯 |

イ 改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

| | 増加見込額 |
|---------------|------------|
| 基礎課税額分 | 0円 |
| 後期高齢者支援金等課税額分 | 1,481,200円 |
| 介護納付金課税額分 | 0円 |
| 合計 | 1,481,200円 |

(2) 出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について

出産被保険者の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を減額するものです。（令和5年政令第243号）

ア 令和5年度減額対象見込数 15人

※令和4年度実績の出産人数35人から推計

イ 一人当たり影響額

| 出産月 | 対象月数 | 影響額（最小） | 影響額（最大） |
|-----|------|---------|----------|
| 11月 | 1か月 | 700円 | 82,500円 |
| 12月 | 2か月 | 1,400円 | 165,000円 |
| 1月 | 3か月 | 2,100円 | 247,500円 |
| 2月 | 3か月 | 2,100円 | 247,500円 |
| 3月 | 2か月 | 1,400円 | 165,000円 |

3 施行期日

(1) 課税限度額の引き上げ

令和6年4月1日

(2) 出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置

令和6年1月1日